

開催日:平成22年6月28日

会議名:平成22年第3回定例会(第3日 6月28日)

■ 福祉企業委員会委員長報告

橋本紀子議員

福祉企業委員会委員長報告を申し上げます。

平成22年6月15日 第3回高槻市議会定例会において本委員会に付託されました休会中の審査事件、議案3件、請願1件について、6月17日午前10時から委員会を開き、審査しました。

これより、審査経過の概要及び結果の報告を申し上げます。

まず、議案第59号 高槻市国民健康保険条例中一部改正については、今回の条例改正で、現行の基礎賦課限度額47万円を、毎年1万円ずつ引き上げ、最終的に平成24年度以降は50万円とすることは、中間所得層の負担軽減にはなるが、賦課総額は変わらないため、国民健康保険会計の健全化にはつながらない。収納率の向上や医療費の適正化など市レベルでの努力はこれまでも行っていることから、国保会計の健全化を図るため国の負担をふやすなどの抜本的な改善を国に対し強く求めてほしい、との要望があり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 高槻市給水条例中一部改正について申し上げます。

新しい水道料金体系について、府営水の値下げに伴う利用者への還元率を約48%とした理由についてただしたところ、府営水の値下げに伴う還元率は、今後も給水量の減少により収入の減少が予測されることや、大冠浄水場を初めとする施設の更新や耐震化による事業費用の増加を考慮して決定した。今回以上の還元を行うと、かえって経営基盤が弱体化すると考えている、との答弁がありました。

これに対し、今後の必要な事業費を差し引いた残りを市民へ還元するという考えは、経営姿勢として問題がある。市民の視点で考えるならば、今後の費用負担の中身をもっと具体的に示して市民へ説明すべきである、との指摘がありました。

このほか、新しい料金体系は、現行に比べると使用水量によって値下げ幅に差があり、必ずしも使用水量の低いほうが大きく値下げされるわけではない。使用水量の低い利用者の中には、節水意識の高い方や高齢者のひとり世帯も多いことから、使用水量の低い利用者ほど大きく値下げされるように配慮した料金体系にしてほしい、との要望もありました。

本件については、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成22年度高槻市水道事業会計補正予算(第1号)については、

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 国民健康保険制度の改善を求める請願について申し上げます。

冒頭、請願に関し、審査の参考とするため、理事者の意見を求めたところ、本市の国民健康保険料は、府下の他市と比べても、非常に低い水準に設定している。また、所得に応じた保険料を設定していることや、今定例会において非自発的失業者に対する軽減制度を提案するなど、軽減制度の拡充にも努めている。出費がかさんだ場合における保険料の減免制度については、被保険者の支出は一時的なことも多く、支出の用途が保険料を減免すべき相当の理由に当たるかを認定することは困難であると考えている。保険料の負担が困難な被保険者に対しては、きめ細かな納付相談や分納による納付を行うなど柔軟な対応をしている。また、後期高齢者医療制度の廃止については、自治体の意見を十分に尊重して検討するよう全国市長会を通じて要望しており、今後とも国の動向を注視するとともに、適宜適切に対応していく。保険料の収納率等による国庫支出金の減額についても、従前から全国市長会等を通じて、国等に要望しており、今後とも粘り強く継続していく、との意見表明がありました。

これに対して委員からは、後期高齢者医療制度の廃止や国庫支出金の減額について、市はこれまでも国等に対して要望しているとのことであり、この請願の趣旨は市の取り組みを後押しするものである、との指摘の上、保険料の減免制度の拡充は収納率の向上につながることから、減免を受けられる人がふえるように改善すべきである、として請願に賛同する意見。一方、平成9年度以降は保険料の引き上げをしていないことや、所得に応じた保険料の設定、きめ細かな納付相談や分納による対応など、市の取り組みも一定評価できる。また、後期高齢者医療制度はすでに廃止に向けて動いているため、今後は国の動向に注視し、廃止後の制度設計について議論すべきである、としてこの請願には賛成できない、との意見表明もありました。

本件については、採決の結果、少数賛成により不採択とすることに決しました。

以上、報告を申し上げます。

平成22年6月28日

福祉企業委員会委員長 橋本紀子

以上でございます。